別紙第2－3号様式(第4条第2項関係)

文書番号

令和　　年　　月　　日

法人文書不開示決定通知書

　　(開示請求者)　殿

国立大学法人金沢大学

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　(公印省略)

令和　　年　　月　　日付けで申請のありました法人文書の開示の請求については，開示しないことを決定しましたので，独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第9条第2項の規定に基づき，次のとおり通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| 1　開示請求のあった法人文書の名称又は請求の内容 | 　 |
| 2　不開示とした理由 | 理由 |
| 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律該当条項□　法第5条○号該当（○○に関する情報）□　法第5条○号該当（○○に関する情報）□　法第5条○号該当（○○に関する情報）□　法第5条○号該当（○○に関する情報）□　法第5条○号該当（○○に関する情報） |
| 3　問合せ先 | 国立大学法人金沢大学総務部総務課(担当：　　　　　　　　　　)電話（　　）　　　－ |
| 4　備考 |  |
| 　この決定に不服がある場合は，この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に，行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により，国立大学法人金沢大学に対して審査請求をすることができます。　また，この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は，行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により，この決定があったことを知った日から6か月以内に，国立大学法人金沢大学を被告として，同法第12条に規定する裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお，決定があったことを知った日から6か月以内であっても，決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。 |